

令和元年9月

認可保育施設在園児童
保護者 各位

幼児教育・保育の無償化の実施について

令和元年10月より幼児教育・保育の無償化が始まります。認可保育施設の在園児童については、下記のとおり、利用者負担（保育料）が無償化されます。

認可保育施設の在園児童の場合は、無償化に伴う申請等手続きの必要はありません。

記

【3歳児～5歳児クラスの児童】

- ◆3歳児～5歳児クラスの利用者負担（保育料）が、10月分より0円となります。

【0歳児～2歳児クラスの児童】

- ◆0歳児～2歳児クラスの利用者負担（保育料）は、個人住民税非課税世帯のみが無償化の対象です。
- ◆武蔵野市では個人住民税非課税世帯については、無償化になる前から利用者負担（保育料）を0円と設定しているため、変更はありません。

※令和元年9月以降の利用者負担（保育料）は平成31年度（令和元年度）の市区町村住民税に基づいて算定しています。年度途中の税額変更によって非課税世帯となると、利用者負担（保育料）が0円になります。該当する場合は子ども育成課までご連絡ください。

- ◆多子世帯を対象とした東京都の新しい負担軽減制度が10月より始まります。生計を一にする第1子の年齢に関わらず、第2子の利用者負担（保育料）は半額、第3子以降は無料となります。

【給食費・実費等の取扱について】

無償化の対象となるのは利用者負担（保育料）ですが、3歳児～5歳児クラスの児童については、武蔵野市では給食費の保護者負担はありません。

※0歳児～2歳児クラスの給食費は利用者負担（保育料）に含まれています。
※延長保育料や保育施設が徴収している実費は無償化の対象外です。

- ◆武蔵野市民で市外の保育施設に通っている児童についても同様の取扱になります。詳しくは子ども育成課までお問合せください。
- ◆武蔵野市外から市内の保育施設に通っている児童については、住民登録のある自治体に取扱をご確認ください。住民登録のある自治体が定めた給食費をお支払いいただきます。なお、武蔵野市の公立保育園に在園されている方の場合、納付先は武蔵野市になります。詳しくは子ども育成課までお問合せください。

【問合せ先】武蔵野市子ども家庭部子ども育成課
電話 0422-60-1854